

家族介護教室支援研修事業業務仕様書

1 委託業務の名称

家族介護教室支援研修事業

2 委託業務の目的

市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民間支援団体等の職員等に対し、家族介護教室の重要性やそのノウハウに関する講義を実施することで、各市町村での家族介護教室の実施を促進する。

身近な地域で家族介護教室が開催されることで、ケアラーやプレケアラーが介護にあたっての心構えや必要な知識を得、介護負担の軽減ができる体制づくりを目指す。

3 委託の期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

4 委託業務の内容

(1) 家族介護教室基礎研修

市町村や地域包括支援センター、社会福祉協議会等を対象に、ケアラー支援における家族介護教室の意義、その効果について理解を促す講座を実施する。

ア 業務内容

受託した事業者は、次の(ア)から(イ)までの業務を実施すること。

(ア) 動画作成（契約締結後～7月下旬）

- ・日程調整
- ・プログラムの作成
- ・講師の選定、講師との事前打合せ
- ・動画撮影用機材の手配及び撮影
- ・開催案内（A4片面または両面）の作成

(イ) 動画撮影後（7月下旬～8月）

- ・動画の編集
 - ・動画データを8月中旬までに納品
- ※動画の仕様については、埼玉県限定公開セミナー動画チャンネルに掲載可能な仕様とすること
- ・開催案内のデータを8月中旬までに納品

※周知については地域包括ケア課が実施する。

- ・講師への報酬及び交通費の支払い

イ 講座概要

講座の概要は次の(ア)から(オ)までのとおりとする。

- (ア) 講義時間：30分程度の動画
- (イ) 公開方法：WEB公開方式（埼玉県限定公開セミナー動画チャンネルに掲載）
- (ウ) 実施時期：令和5年8月～令和6年3月29日
- (エ) 対象者：県内市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の職員
- (オ) プログラム：例・ケアラー支援における家族介護教室について
 - ・家族介護教室とその効果について
 - ・教室の事例や参加者の声の紹介
 - ・地域支援事業交付金の活用について 等

ウ 成果物に関する権利の帰属

- (ア) 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- (イ) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (ウ) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (エ) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

エ 留意事項

- ・日程調整、プログラムの作成、講師の選定等の業務は、随時、県と協議してこれを行うこと。

(2) 家族介護教室実践研修

市町村や地域包括支援センター、社会福祉協議会等を対象に、家族介護教室を実践するため、必要な基礎知識や運営に関するノウハウを学ぶ講座を実施する。

ア 業務内容

次の(ア)から(イ)までの業務を実施すること。

(ア) 研修前（～10月）

- ・日程調整
- ・講師の選定、講師への打診、講師との事前打合せ
- ・プログラムの作成
- ・開催案内（A4片面または両面）の作成
- ・開催案内のデータ納品 ※周知については地域包括ケア課が実施する。

- ・受講申込みの受付、受講申込みに関する問合せの対応
- ・受講者名簿作成
- ・研修用資料の作成、受講者へのデータ送付
- ・アンケート票作成（内容については地域包括ケア課と協議）
- ・オンライン研修の実施にあたって必要となる機材の手配

(イ) 研修実施、研修後（11月～3月）

- ・運営全般（受付、出席状況把握、司会進行、受講者や講師の対応）
- ・アンケート配布、回収
- ・出席状況取りまとめ
- ・講師に対する報酬や交通費等の支払い
- ・回収したアンケート票の集計・分析

イ 研修概要

研修の概要は次の(ア)から(カ)までのとおりとする。

- (ア) 研修回数：3回
- (イ) 実施方法：オンライン研修
- (ウ) 実施時期：令和5年11月から3月の間
- (エ) 対象者：県内市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の職員
- (オ) 募集人数：100名程度
- (カ) プログラム：例・家族介護教室の目的と概要
 - ・運営方法
 - ・テーマの選定、実施するにあたってのポイント
 - ・地域支援事業交付金の活用について 等

ウ 留意事項

- ・日程調整、プログラムの作成、講師の選定等の業務は、随時、県と協議してこれを行うこと。
- ・プログラムの実施にあたっては、グループワークや事例紹介など参加者の理解がより進む手法を用いること。

5 その他

- (1) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。